

平成14年1月31日  
総務省

## 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 電話サービス契約約款の一部変更の認可

(施設設置負担金の支払いを要しない契約タイプの導入)

総務省は、本日、情報通信審議会(会長 秋山 喜久)から、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という)が、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第31条の4第3項の規定に基づき、一部変更の認可申請をした電話サービス契約約款の変更案(申請概要を別紙1に記載。)に係る平成13年11月16日付け諮問第1049号に対し、諮問のとおり認可することを適当とする旨の答申を受けました(別紙2に記載。)

この答申は、同審議会が実施した意見募集(平成13年11月16日から同年12月7日まで)及び関係者ヒアリング(平成13年12月21日)並びにその後の審議を経て行われたものです。

総務省としては、本件に係る認可を後日行う予定です。

連絡先: 総務省総合通信基盤局料金サービス課  
(担当) 菱沼課長補佐、鈴木係長  
(電話) 03 - 5253 - 5111(代表)  
5842(内線)

別紙1

### 申請概要

東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 井上 秀一  
西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 浅田 和男

## 2 申請年月日

平成13年11月14日(水)

## 3 概要

### (1) 内容

加入電話サービスにおいて、1)施設設置負担金(72,000円)の支払いを要する既存のサービス(タイプ1)に加えて、2)施設設置負担金の支払いを要しないかわりに、現行の基本料に一定額(640円)を上乗せしたサービス(加入電話・ライト;タイプ2)を提供する。

なお、ISDNサービス(「INSネット64」)においても、平成9年7月から同様のサービスを提供している。

### (2) サービス導入の理由

#### 1) DSLサービスの普及促進

「INSネット64・ライト」から、DSL(加入電話重畳;タイプ1)へ移行する場合は施設設置負担金(72,000円)の支払いが必要であるが、加入電話・ライトへ移行する場合はこれが不要となり、DSL(加入電話重畳)への移行が容易となる。

#### 2) 利用者の初期負担の軽減を図ることによる加入電話の利用促進

#### 3) 加入時一時金について内外価格差の縮小

### (3) 提供条件

種別	タイプ1	タイプ2
施設設置負担金	支払いを要する	支払いを要しない
利用休止、権利譲渡、質権の設定	可	不可
基本契約期間	なし	あり(1か月間)

加入電話・ライトについては、利用者が30日以内の利用期間を指定する臨時電話(日額495円)を形骸化させない等の観点から、1か月間の基本契約期間を設定し、契約後1か月内に解約する場合は1か月分の基本料に相当する料金の支払いを要することとする。

### 【参考1】 加入電話の基本料・施設設置負担金(届出制)

事住 区分	種別	基本料			施設設置 負担金
		3級局	2級局	1級局	
		加入数が40 万以上	加入数が5万以 上40万未満	加入数が5万 未満	

事務用	タイプ1	基本料 3級局 加入数が40万以上 2,600円	基本料 2級局 加入数が5万以上40万未満 2,450円	基本料 1級局 加入数が5万未満 2,300円	設置負担 72,000円
	タイプ2	基本料 3級局 加入数が40万以上 3,240円	基本料 2級局 加入数が5万以上40万未満 3,090円	基本料 1級局 加入数が5万未満 2,940円	設置負担なし
住宅用	タイプ1	基本料 3級局 加入数が40万以上 1,750円	基本料 2級局 加入数が5万以上40万未満 1,600円	基本料 1級局 加入数が5万未満 1,450円	設置負担 72,000円
	タイプ2	基本料 3級局 加入数が40万以上 2,390円	基本料 2級局 加入数が5万以上40万未満 2,240円	基本料 1級局 加入数が5万未満 2,090円	設置負担なし

【参考2】INSネット64の基本料・施設設置負担金(平成9年7月提供開始)

事住区分	種別	基本料	施設設置負担金
事務用	タイプ1	3,630円	72,000円
	タイプ2	4,270円	
住宅用	タイプ1	2,830円	72,000円
	タイプ2	3,470円	

- (4) 実施予定期日  
NTT東西は平成14年2月を希望。

別紙2

(答申)

平成13年11月16日付け諮問第1049号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が施設設置負担金の支払いを要しない契約タイプを導入するため、電話サービス契約約款の一部を変更することについては、認可することが適当と認められる。

なお、寄せられた意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添(PDF)のとおりである。

---

## 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款の変更案に対する意見の概要及び考え方（加入電話・ライトの提供）

<p>意見1 サービス導入の目的・意図への意見</p> <p>意見1-1 DSLの普及促進につながる</p>	<p>考え方1-1</p>
<p>加入電話・ライトの導入により、INSネット64・ライトの利用者が、容易にDSLサービスに移行したり、ラインシェアリングの加入者を促進できると考えられる（イー・アクセス）。</p> <p>加入電話・ライトの導入により、INSネット64・ライトの利用者が、容易にDSLサービスに移行できると想定される（朝日ネット）。</p> <p>携帯電話しか保有していない単身世帯やINSネット64・ライトの利用者等が、電話回線を設置し、DSLを利用するという需要に対応して、DSLの普及を促進できる（ぷららネットワークス）。</p> <p>加入電話・ライトが導入されれば、容易にDSLに加入できる（個人）。</p>	<p>契約約款の変更賛成する意見であり、ご意見のとおり、加入電話・ライトの導入により、INSネット64・ライトの利用者が、容易にDSLサービスに移行できることとなるものと考えられる。</p>
<p>意見1-2 ISDNを普及させた理由は何か</p>	<p>考え方1-2</p>
<p>DSLサービスが可能であるのに、ISDNを普及させて、日本におけるIT化を阻んでいたとの批判に対して、NTT東西からの説明はない（日本消費者連盟）。</p>	<p>本契約約款の変更に関して、ご意見は直接関係がないが、NTT東西によれば次のとおり。</p> <p>DSLについては、利用者宅と交換局ビル間の距離如何で品質が異なることが懸念されるという課題があったことから、提供までに時間を要したという経緯を経て、近時利用が可能となった技術であり、それまでの間及び今後ともISDNは安定的なサービスとしてインターネットの普及に貢献していると考えます。</p>
<p>意見1-3 DSLは料金値下げ等で普及される</p>	<p>考え方1-3</p>
<p>加入電話とは切り離れた、データ通信のみのDSLサービスを開始し、基本使用料を下げることで、DSLの普及を促進させるべきである。普及を妨げているのは、施設設置負担金だけでなく、ニーズに即した料金プランがないためではないか（個人）。</p>	<p>現在、加入電話に重畳しないDSLサービスが、提供されているところ。</p>
<p>意見1-4 DSLの普及は導入理由にならない</p>	<p>考え方1-4</p>
<p>DSLの利用に関して、施設設置負担金を必要としないタイプ2があるので、加入電話・ライトを導入する理由にならない（個人）。</p>	<p>現在、INSネット64・ライトによりインターネットの利用を行っている利用者が、DSLサービスでインターネットアクセスを行うた</p>

	<p>めには、INSネット64・ライト回線を加入電話回線に切り替える必要がある。この場合、現行の制度においては、加入電話回線への切り替え時に72,000円の施設設置負担金が必要となるが、加入電話にライト方式を導入することにより、切り替えに伴う初期負担が軽減されることから、DSLサービスへの切り替え需要を喚起し、DSLサービスの普及促進に資するものと考えられる。</p>
意見1-5 短期間の加入電話の利用に資する	考え方1-5
<p>携帯電話や100,000円の保証金が必要となる臨時電話に比べ、高品質、安価であるため、イベント開催事務局における通信手段として短期間の利用に資する(広告会社)。</p> <p>加入電話・ライトが導入されることによって、単身赴任者や地方出身の学生や社会人等の単身世帯が、容易に加入電話を持つことができる(個人)。</p> <p>学生にとっては、手軽に電話を設置して、DSLやFAXが利用でき、安価で長電話ができる(個人)。</p>	<p>契約約款の変更に賛成する意見であり、ご意見のとおり、加入電話・ライトの導入により、広告関連会社、単身赴任者、学生等の短期間の加入電話の利用者の利用に資するものと考えられる。</p>
意見1-6 加入電話の普及促進になるのか	考え方1-6
<p>現在の状況では、携帯電話の利用者が増加し、加入電話の利用者が減少するのは必然的。加入電話・ライト導入後も、加入電話の普及促進につながらないのではないかと(個人)。</p> <p>携帯電話に対抗しようとしても、使い方が異なる加入電話に利用者が戻るとは思えない(個人)。</p> <p>施設設置負担金が72,000円であっても、フレッツADSL等の定額料金サービスにより加入電話の利用促進は充分なされているはず(個人)。</p> <p>加入電話・ライトを導入するより、休止電話の再利用方法を考えるべき(個人)。</p>	<p>施設設置負担金の支払いを要しない加入電話・ライトの導入により、初期負担の軽減化が図られるため、新規加入者の増加を促すものと考えられる。</p>
意見1-7 内外価格差を明示すべき	考え方1-7
<p>加入時一時金の内外価格差がどれくらいあるのか、詳細な資料の提出等NTT東西からの説明が必要である(日本消費者連盟)。</p>	<p>内外価格差については、本来的には申請者であるNTT東西が説明すべきと考えられる。</p> <p>【参考】</p> <p>総務省が平成13年9月7日に公表した「電気通信サービスに係る内外価格差調査」によれ</p>

	ば各国主要都市の加入時一時金は、ニューヨークが6,930円、ロンドンが15,359円、パリが4,283円に対し、東京は72,800円となっている。
意見1-8 内外価格差解消より国民の利益を重視すべき	考え方1-8
内外価格差の解消を、国民の負担によって行うべきではない(個人) 内外価格差を問題にする前に、国民の利益となる、または損とならない方法を考えるべき(個人)	施設設置負担金の支払いを要しない加入電話・ライトの導入により、加入時一時金について内外価格差の解消が促進されるため、国民にも一定の利益の増進がもたらされるものと考えられる。
<b>意見2 サービス導入に際しての留意事項の意見</b> 意見2-1 消費者の選択肢の増加を評価する	考え方2-1
加入電話・ライトの導入は、消費者にとり、電話設置時に施設設置負担金を負担せず、基本料金を加算するタイプの料金制度という新しい選択肢が増える積極的な側面がある(全国消費者団体連絡会)	契約約款の変更に賛成する意見であり、ご意見のとおり、加入電話・ライトの導入により、加入電話加入時の消費者の選択肢が増えるものと考えられる。
意見2-2 契約約款変更の情報提供をすべき	考え方2-2
加入電話の基本料・施設設置負担金はNTT東西の独占事業とされており、NTT東西の意のままにサービスの変更がされており、監視する必要がある。本契約約款の変更については、より詳細な情報提供を国民全体に行う必要がある(日本消費者連盟)	本契約約款の変更については、電気通信事業法上認可が必要とされている。 なお、詳細な情報提供については、NTT東西が報道発表を行っており、新聞紙上でも報道されている上、インターネットにより公表されている。
意見2-3 事前に意見調査すべき	考え方2-3
多くの電話加入者は、加入権の知識がないため、既存の加入者等に加入電話・ライトが適用されないことや、加入権の資産価値が無くなる可能性がある事を事前に説明し、意見調査すべきである(個人)	本契約約款の変更による影響等については、認可申請した旨をNTT東西が報道発表し、インターネットにより公表しているほか、当審議会において意見募集及び公開ヒアリングを実施したところである。
意見2-4 実施時期が時期尚早である	考え方2-4
実施時期は時期尚早である。窓口となる116番の対応体制が整っていない(朝日電話)	116番の対応体制と本契約約款の変更の認可の審査には直接的な関係がないと考えられる。
意見2-5 現行制度との矛盾を解消すべき	考え方2-5
タイプ2を選択した場合も、基本料金の加算部分で施設設置金相当額を支払った後は、電話加入権譲渡や質権設定ができるようにすべき(全国消費者団体連絡会)	加入電話・ライトについて、譲渡により新たな加入者が利用できるようになった場合と、既存の加入者が取り止めて別の新たな加入者が加入した場合とで、新たな加入者の負担額が変わらないため、譲渡できるようにしたとしても、

	<p>実際には意味のないものとなる。</p> <p>また、譲渡自体に意味がないため、質権を設定できるものとしても意味がないものとなる。</p>
意見 2 - 6 加入電話・ライトの申込条件は何か	考え方 2 - 6
<p>加入電話・ライトを申し込む場合、審査を要せず、無条件で誰でも即座に加入できるのか(個人)。</p>	<p>NTT東西によれば次のとおり。</p> <p>電話サービス契約約款第13条に規定する場合を除き、申込みを行うことができる。</p> <p>【参考】</p> <p>(加入電話契約申込の承諾)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入電話契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) (2) 以外の場合</p> <p>ア 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>イ 加入電話契約の申込みをした者が加入電話の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>ウ その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(2) (略)</p>
意見 2 - 7 加入権取引の手続を簡便化すべき	考え方 2 - 7
<p>譲渡・売却する場合の必要添付書類は煩雑(書類への記入の他、印鑑証明、実印、場合によっては戸籍謄本なども必要)であり、事実上、消費者にとっては譲渡が困難である。NTT東西は、譲渡手続を簡便にする等の負担を負うべきである(日本消費者連盟)。</p>	<p>NTT東西によれば次のとおり。</p> <p>電話加入権の譲渡により譲渡人が加入電話サービスを利用することができなくなることを踏まえ、加入権取引の手続は、特に譲渡人本人が来社しない場合における譲渡人の意思確認を慎重に行うために実施しているものである。この点、譲渡手続を書面の郵送等により行う例が今後も増大すると想定されることから、このような手続は、引き続き必要であると考えられる。</p>
意見 2 - 8 着信専用回線に選択制を導入すべき	考え方 2 - 8
<p>着信専用回線の加入時に、施設設置負担金を40,000円支払うことになっているが、加入電話・ライトが導入された場合、基本料金の加算額は640円のままか。発着信可能な加入電話のみ、ライト方式が導入されるのは不公平である(個人)。</p>	<p>今回のNTT東西の契約約款変更案においては、着信用電話へのライト方式の導入は盛り込まれていない。</p> <p>なお、DSLの普及拡大に資するという加入電話・ライトの導入の趣旨に鑑みると、今回は着信専用回線にライト方式が導入されないものと考えられるが、本意見についてはNTT東西</p>

	において今後検討すべき課題であると考えられる。
意見 2 - 9 料金の回収が困難となる	考え方 2 - 9
加入電話・ライトが導入されると、料金の回収はますます困難となる。既存の加入者も料金を支払わなくなり、加入権の解除が増える。料金回収のリスク回避のため、保証金を預けさせる。料金を支払わない不良加入者を拒否するリストが作れるかが問題である（朝日電話）。	加入電話・ライトが導入されると、既存の加入者を含めて、料金の回収がますます困難となる理由が不明である。また、利用者の初期負担の軽減に資するものであることから、加入電話・ライトに、保証金を預ける仕組みを導入することは適当でない。
<b>意見 3 施設設置負担金に関する意見</b>	
意見 3 - 1 施設設置負担金を見直すべき	考え方 3 - 1
<p>通信料金引下げのために、より根本的には、「施設設置負担金は妥当か」「施設設置負担金制度を今後も継続すべきか」「基本料金の引下げ」等について、わかりやすく情報提供を行い、広く消費者の意見を聴いて検討すべき（全国消費者団体連絡会）。</p> <p>電話ライトの導入にあたり、INSネット64・ライトの額を準用するのではなく、施設設置負担金と加入者回線コストとの関係の調査結果を公表し、施設設置負担金の根本的な見直しを検討する場を開催することを強く要望する（イー・アクセス）</p> <p>施設設置負担金は、民営化の際に解決すべきであった。施設設置負担金を設備の維持管理にのみ使うとは考えられない。欧米諸国では、初期費用を返還しない国はなく、これを認識しながら施設設置負担金を徴収するNTT東西は責任をとるべき。公共性の高い電気通信分野につき、政府は監督責任があるが、施設設置負担金については、NTT東西の利益のみ優先させ、国民の利益を蔑ろにしており、早急に見直すべき。加入電話・ライト等の選択制は、施設設置負担金を形だけでも存続させることを第一義としたもので、政府は早急に欧米同様に10,000円程度の預かり金による加入電話契約体制を整え、基本料を値上げするべきでない（個人）。</p>	<p>加入電話・ライトの基本料への加算額については、電気通信役務の料金であり、現在これは電気通信事業法上届出であることから、本契約約款の変更の審査の直接的な対象ではない。</p> <p>また、施設設置負担金と加入者回線コストの関係については、INSネット64・ライトの導入の際に電気通信審議会の答申においてNTTに対して調査を求め（平成9年7月）NTTから報告を受けた（平成10年6月）経緯がある。これによると、平成8年度時点の加入者回線設備の資産総額（圧縮記帳前）は1回線当たり12.9万円であり、また、加入者回線の新規増設工事についてサンプル調査（全国5箇所）を行った結果、その1回線当たりの取得資産額は8～17万円となっている。</p> <p>なお、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申」（平成12年12月21日 電気通信審議会）においても、施設設置負担金が国際的に見て高い水準にあることから、その在り方を見直すことが望まれる旨答申が行われており、施設設置負担金の在り方については、NTT東西による主体的な検討が行われることが適当と考えられる。</p>

意見3 - 2 施設設置負担金を返還すべき	考え方3 - 2
<p>既存の加入者が、加入電話・ライトに移行する期間を設け、その間NTT東西に、無条件で72,000円の全部又は一部を加入者に返還させる義務を課すべきである(個人)。</p> <p>施設設置負担金を一旦返還したうえで、タイプ1かタイプ2を選択させるべき(個人)。</p> <p>加入電話を引いて1年しか経っていないものは、差し引いた金額を返還しても良いのでは(個人)。</p> <p>加入電話・ライトの説明がなされなかったため、72,000円支払ってしまった。加入電話・ライトを知っていたらそちらに入りたかった。72,000円返してほしい(個人)。</p> <p>NTT東西が加入権販売の責任を代理店のせいにするのであれば、代理店への監督責任として加入権を買い取るべき(個人)。</p>	<p>加入電話・ライトの導入後、既存の電話加入者がライト方式に移行したとしても、施設設置負担金が返還されない理由は次のとおりであり、このことが一概に不当なものとは言い難いと考えられる。</p> <p>新規契約時に、契約者の専用部分である加入者回線設備の建設費用の一部を負担するものであり、その資金は建設費用に既に充当されていること</p> <p>施設設置負担金の返還を行わない前提で基本料の水準を設定していること</p>
意見3 - 3 施設設置負担金を廃止すべき	考え方3 - 3
<p>施設設置負担金を支払う既存のサービス自体を2年間で消滅させ、加入電話の提供を受けるために施設設置負担金の支払いを要さなくすべき(個人)。</p> <p>NTT東西は、加入電話・ライト導入後も、加入権制度を残して権利収益を得るとのこと。加入権制度を廃止して、施設設置負担金を返還すべき(個人)。</p> <p>施設設置負担金を廃止し、会計上損金処理として、税の対象外とすべき(個人)。</p>	<p>本契約約款の変更は、加入電話に施設設置負担金を要しない方式を選択制にて提供するものであり、施設設置負担金の廃止については、本契約約款の変更の認可の審査の直接的な対象ではない。</p> <p>なお、施設設置負担金の在り方については、NTT東西による主体的な検討が行われることが適当と考えられる。</p>
意見3 - 4 施設設置負担金の分割払いとすべき	考え方3 - 4
<p>基本料の加算については、期限を切り、施設設置負担金を超える負担が発生しないようにすべきである。現行制度との矛盾を少なくするためには、施設設置負担金の後払いという性格の料金制度として再度、設計しなおすべき(全国消費者団体連絡会)。</p> <p>加入電話・ライトは、施設設置負担金の支払いの免除ではなく、施設設置負担金の分割払いとして考えるべきである。基本料からの加算額を利用期間中支払い続けることは、施設設置負担金の役割からして不公平ではないか(個人)。</p>	<p>加入電話・ライト方式における基本料への加算額640円は、想定される利用者の利用期間が利用者により異なることから、INSネット64・ライトと同様、加入電話・ライトの利用者全体で費用が回収できるような水準としているものであり、施設設置負担金の分割払いではない。仮に分割払いとすれば、短期間の利用で契約を解除した場合に、利用者は残額の支払いが必要となり、加入電話の利用促進という加入電話・ライトの目的につながらないと考えられる。</p> <p>なお、意見募集結果においても、短期の利用を</p>

	<p>想定した利用者やDSL事業者から利用者の初期負担軽減の観点から加入電話・ライトの導入を期待する意見が寄せられている。</p>
<p>意見3-5 施設設置負担金の使途は</p> <p>施設設置負担金は電柱等の工事費とのことだが、今でも工事費は必要なのか。電柱のない地域では、別途工事費を支払っていると聞いているが、施設設置負担金は何に使用されているのか(個人)</p>	<p>考え方3-5</p> <p>施設設置負担金は、新規住宅地等の新たに加 入者回線を敷設する地域を含め、業務区域全体 において、加入者回線設備の建設費用の一部に 用いられている。</p> <p>なお、「電柱のない地域では、別途工事費を支 払っていると聞いている」とのご意見に関して は、NTT東西の現行の制度において、加入区 域外に加入電話を設置する場合、施設設置負担 金の他に線路設置費を支払うこととなっている 。これは、加入区域外の設置であるため、施 設設置負担金でカバーできない設備の建設費用 が必要となることから、支払いが必要となっ ているものである。</p>
<p>意見3-6 施設設置負担金は高すぎる</p> <p>現在では設備が整い、INSネット64・ラ イトが導入されたのに、72,000円もの施 設設置負担金を取っている(個人)</p>	<p>考え方3-6</p> <p>加入電話・ライトの導入により、新規利用者 は、72,000円を支払う方式と、ライト方 式との選択が可能となる。</p>
<p>意見3-7 加算額算出の根拠を示すべきである</p> <p>今般、提案された加入電話の基本料・施設設 置負担金は、INSネット64・ライトに比べ、 かなり安く設定されているが、NTT東西はこ れらのサービスの違い、金額算定根拠を明確に すべきである。また、初期費用は安い、72, 000円を月々の負担に均すと、月々640円 の負担増は10年分に満たない。この点の算定 根拠も明らかにされたい。(日本消費者連盟)</p> <p>基本料金に加算する640円という金額は、 どのように算出したのか(個人)</p> <p>基本料金に加算する金額算出の根拠が不明で あり、電気通信事業法第7条及び第31条第2 項第1号に反しないか(全日本電話取引業協 会)</p>	<p>考え方3-7</p> <p>料金は届出制であるため、料金変更命令の要 件に該当するようなものでない限り、総務省は NTT東西に料金の算定根拠の提出を義務付け ることはできない。</p> <p>なお、INSネット64・ライトにおいても、 加算額は640円と設定されているところであ る。</p> <p>新たに加 入電話の申込みを行おうとする者 は、施設設置負担金を支払う既存の方式と、今 回新たに導入するライト方式のいずれかを選択 することが可能となっており、加入電話の利用 を何ら不公平に取り扱っているものではなく、 電気通信事業法第7条の「利用の公平」に反す るものではない。</p> <p>なお、電気通信事業法第31条第2項第1号 の「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定め</p>

	<p>られていないとき」とは、例えば、料金を相対の協議で決める旨を記載した料金を設定することや、その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定することを指すが、今回のサービスについては、料金の額の算出方法は、月額640円を基本料に加算することとして明確に定められていると考えられる。</p>
意見3 - 8 加算額を上げるべき	考え方3 - 8
<p>電話加入権の価値を残すため、加算額を最低でも1,000円差以上とできないか(個人)。</p>	<p>料金額は届出制の下で設定されており、料金変更命令の要件に該当するようなものでない限り、問題ないものと考えられる。</p> <p>なお、INSネット64・ライトにおいても、加算額は640円と設定されているところである。</p>
<p><b>意見4 電話加入権の財産的性格に関する意見</b></p> <p>意見4 - 1 加入権の価値を下げるべきではない</p>	考え方4 - 1
<p>電話加入権の財産的価値を一方的に無価値とすべきでない。電話加入権は、加入者に与えられた国民固有の財産であり、その価値の存続を真摯に考慮した策を提出すべき(全国金融業協同組合連合会、全国質屋組合連合会、情報通信サービス協同組合等)。</p> <p>国民的財産となっている電話加入権を、なし崩しの形骸化すべきでない(日本テレシス)。</p> <p>休止電話の価格が下がる(日高商事)。</p> <p>NTT東西の一方的な契約約款変更により、国民の資産価値が損なわれてしまう(個人)。</p> <p>電話加入権は全加入者に与えられた財産であり、その価値を考慮すべき(個人)。</p> <p>NTT東西が電話加入権を72,800円で売りながら、その価値を下げるサービスを導入するのはおかしい。72,800円の額を保証すべき(個人)。</p> <p>加入電話・ライト導入された場合、企業のバランスシートから電話加入権を損金計上しなければならない可能性が高く、その価値を保つ対策が必要である(個人)。</p> <p>NTT東西は、自社商品である臨時電話は保護するが、国民の財産である電話加入権は返還</p>	<p>電話加入権の価値自体は絶対的に保証されているものではなく、仮に加入電話・ライトの提供により、事実上電話加入権の資産価値が下落するとしても、そのことをもって、電気通信事業者による選択的なサービスの提供が否定されるものでない。</p> <p>なお、携帯電話の新規加入料の廃止(平成8年12月)に関し、携帯電話の資産が目減りしたとしてNTTドコモに対して損害賠償を求めた裁判において、税法上新規加入料が減価償却が認められていないことをその根拠の一つとする原告の主張に対して、判決では、税法上の規定から直ちにその財産の私法上の性質を論じ得るものでなく、携帯電話の利用権が一定の財産的価値を有する資産と社会的に認められていたというにすぎず、そのことをもって電気通信事業者が携帯電話の新規加入料を値下げしたり、廃止することが許されないとまでいうことは無理である旨の判断が示されている(平成10年4月20日名古屋高等裁判所金沢支部。平成10年10月27日最高裁判所は、上告理由の实质は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって民事訴訟法に定める上告理由に該当</p>

<p>も、買い取りもせず、これを形骸化している（個人）。</p> <p>臨時電話に100,000円の保証金が必要なことを説明しておらず、加入権を形骸化するおそれがあることに不安がある（個人）。</p> <p>電話加入権は、民法上財産として認められており、差押の対象となる財産であるので、施設設置負担金を返還して欲しい（個人）。</p>	<p>しないとして上告を棄却）</p> <p>今回の料金改定は、利用者の初期負担を軽減することにより新規加入の促進を図ることを目的としており、また、料金額は届出制の下で設定されており、料金変更命令の要件に該当しない限り、問題があるものとはされない。</p> <p>このため、NTT東西の今回の料金改定は、権利の濫用又は権利侵害には当たらず、仮に財産価値が減少したとしても、NTT東西にこれを賠償する責任が生じるとは言い難い。</p> <p>NTT東西によれば次のとおり。</p> <p>臨時加入電話に保証金が必要なことは、電話サービス契約約款第78条において明らかにされている。</p> <p>【参考】</p> <p>（保証金）</p> <p>第78条 臨時加入電話契約者又は電話加入権（中略）を譲り受けようとする者（中略）は、臨時加入電話契約の申込みの承諾を受けたとき又は電話加入権の譲渡の承認を請求するときは、加入電話の利用に先立って（中略）保証金を預け入れていただきます。</p> <p>（中略）</p> <p>2 保証金の額は、当社が別に定める額とします。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（注1） （略）</p> <p>（注2） 本条第2項に規定する当社が別に定める額は、10万円とします。</p> <p>差押について規定する民事執行法は、不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権について一定の経済的価値があるものを差押の対象とするため、加入電話・ライトの導入によっても、経済的価値が消滅しない限り、施設設置負担金は差押の対象となるものと考えられる。</p>
<p>意見4-2 「利用者の利益の保護」に抵触しないか</p>	<p>考え方4-2</p>
<p>加入電話・ライトの導入により、電話加入権の売買が困難となり、市場価格が大幅に低下した場合、電気通信事業法第1条の「利用者の利益の保護」に抵触しないか（全日本電話取引業</p>	<p>電気通信事業法第1条は、電気通信役務の利用者が、いつでも、どこでも、より低廉で、かつ、より良質な電気通信役務を享受できるようにすることを念頭に置いて、「利用者の利益を保</p>

<p>協会)。</p>	<p>護」することを規定しているものである。電話加入権の市場における相場については、電気通信役務の提供そのものではないことから、同条に抵触するとは考えられない。</p> <p>また、契約方法が多様となることから、利用者にとってむしろ利便性が向上するものと考えられる。</p>
<p>意見 4 - 3 財産権を侵害しないか</p>	<p>考え方 4 - 3</p>
<p>加入電話・ライトの導入は、憲法第 29 条第 3 項で保証されている財産権に抵触するのではないか（個人）。</p> <p>市場原理で加入権の価値が下がるのは当然のことだが、加入電話・ライトの様なサービスを導入することで価値が下がるのは、憲法で保証されている財産権に違反するのではないか（個人）。</p>	<p>今回の契約約款の変更の認可は、電話加入権の取引を行う事業者や利用者の電話加入権の行使又は処分を直接的に強制し又は制限するものではないため、憲法第 29 条第 3 項の補償の問題は生じないと考えられる。</p>
<p>意見 4 - 4 電話取引業者等が倒産等してしまう</p>	<p>考え方 4 - 4</p>
<p>電話取引業者、関係団体、取引関係等電話架設関連企業の業務縮小、廃業、倒産等により、失業者が続出するのではないか（全日本電話取引業協会）。</p> <p>加入電話が一巡した現在、短期利用者の市場性が主となるが、その短期利用者に有利な加入電話・ライトは、電話加入権の売買、レンタルのニーズをほぼ無くし、その売買相場を大幅に引き下げ、大損害を与える。INS ネット 64・ライトの導入後は相場が約半額となった（日本テレシス）。</p> <p>電話機器取扱業者、レンタル業者等、電話加入権関連業者の業務縮小、廃業、倒産等により、失業者が続出するのではないか（個人）。</p>	<p>電気通信事業法第 31 条の 4 第 2 項各号、第 3 項及び第 4 項の趣旨を踏まえると、電話加入権の取引を行う事業者等の経営に支障が出ることをもって当該サービスの認可を行わないとすることは適当ではない。</p>

意見 4 - 5 電話加入権の換価が困難となる	考え方 4 - 5
<p>公共機関は電話加入権の換価方法が絶たれ、混乱が生ずる（全日本電話取引業協会）</p> <p>電話加入権の価値が下がった場合、電話取引業者に電話加入権を売れなくなる（個人）</p>	<p>電話加入権の価値自体は絶対的に保証されているものではなく、仮に加入電話・ライトの提供により、事実上電話加入権の資産価値が下落するとしても、そのことをもって、電気通信事業者による選択的なサービスの提供が否定されるものでない。</p> <p>なお、携帯電話の新規加入料の廃止（平成 8 年 1 2 月）に関し、携帯電話の資産が目減りしたとして NTT ドコモに対して損害賠償を求めた裁判において、税法上新規加入料が減価償却が認められていないことをその根拠の一つとする原告の主張に対して、判決では、税法上の規定から直ちにその財産の私法上の性質を論じ得るものでなく、携帯電話の利用権が一定の財産的価値を有する資産と社会的に認められていたというにすぎず、そのことをもって電気通信事業者が携帯電話の新規加入料を値下げしたり、廃止することが許されないとまでいうことは無理である旨の判断が示されている（平成 1 0 年 4 月 2 0 日名古屋高等裁判所金沢支部。平成 1 0 年 1 0 月 2 7 日最高裁判所は、上告理由の実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって民事訴訟法に定める上告理由に該当しないとして上告を棄却）。</p> <p>また、電話加入権質については、電話加入権質に関する臨時特例法は、電話加入権を担保として融資を受けたいとする要望があったという法律制定時当初の事情を踏まえて制定されたものであり、その目的は電話加入権の担保制度の円滑な運用にあり、電話加入権の価値が減少しないことまでを保証するものではない。</p>

意見 4 - 6 電話加入権を買い取るべき	考え方 4 - 6
<p>施設設置負担金（電話加入権）の権利自体の明確化を図るべきである。電話が不要になった時点で、NTT東西は買い取りを一切しておらず、電話取引業者によるしか回収手段はない。（日本消費者連盟）</p> <p>休止電話をNTT東西または国が買い取る等、休止電話の手当をすべき（日高商事等）。</p> <p>NTT東西が電話加入権を売っているのであれば、買い取りをしないのはおかしい（個人）。</p> <p>NTT東西は、ある一定の金額で電話加入権を売買できることを理由に買い取らないため、既存の加入者の富が減ることになる（個人）。</p>	<p>施設設置負担金は、加入者回線設備の建設費用の一部に既に充当されているものであり、NTT東西又は国が買い取る性質のものではない。</p>
意見 4 - 7 NTT東西は補償をするべき	考え方 4 - 7
<p>加入電話・ライトを導入するなら、NTT東西は最低限の補償額を決めるべきである（個人）。</p>	<p>施設設置負担金は、加入者回線設備の建設費用の一部に既に充当されているものであり、NTT東西が最低限の補償額を定めるべきとする意見には、理由がない。</p>
意見 4 - 8 従来、NTT東西は加入権を財産と販売してきた	考え方 4 - 8
<p>NTT東西は、公社時代から「電話加入権は将来にわたる財産」として販売してきた事実を忘れるべきではない（全国金融業協同組合連合会、全国質屋組合連合会、情報通信サービス協同組合等）。</p>	<p>NTT東西によれば次のとおり。</p> <p>平成6年以前に、一部の支店において、電話加入権が法律上の財産であるとの誤解を招く表現を使用したパンフレットを配布したことは事実であるが、これまでNTT東西全体として電話加入権が法律上の財産であるとうたって販売した事実はない。なお、現在では同表現が記載されたパンフレットは使用されていない。</p>
意見 4 - 9 利用者間の不公平さが生じる	考え方 4 - 9
<p>加入電話・ライトを導入するならば、全ての利用者に等しく契約する機会を与えなければ、公平性は維持できない。既存の加入者が、契約方法を選択する余地がないのは、不公平であり、電気通信事業法第31条第2項第2号に反しないか（全日本電話取引業協会等）。</p> <p>INSネット64・ライト同様、新規加入者にだけ選択の機会が与えられるのは、公平の原則に反し、不平等である（日本テレシス）。</p> <p>電話加入権は、売買、移転、休止、相続等ができるが、タイプ2につき、加算料金を支払い</p>	<p>既存の加入者は、施設設置負担金72,000円を支払っていることにより、基本料については、加入電話・ライトの基本料よりも割安な料金で利用できるため、必ずしも不公平であるとは言えない。</p> <p>加入電話・ライト実施後の申込者と既存の加入者との差異が生じるのは、他のサービスにおいても事業者が申込時の料金に選択制を導入する際に伴う事象である。従って、実施後の申込者と既存の加入者との選択の差異を理由として、直ちに不当な差別的取扱いに該当すると判</p>

続けてもこれらの事ができなければ不公平である（個人）

既存の加入者は、施設設置負担金として72,000円支払っており不公平である（個人）

既存の加入者には、加入電話・ライトによる初期負担の軽減化のメリットは全くない。何らかの経済的措置をすべきである（個人）

加入電話・ライトは、NTT東西が何ら負担せず、既存の加入者の負担が大きくなる不公平な方式である。欧米並の加入電話契約体制を構築すべき（個人）

INSネット64・ライトの利用者は、ライト方式の恩恵を受けており、既存の加入者との不公平感を弱めるため、加入電話・ライトへの移行を認めるべきではない（個人）

加入電話・ライトを導入する場合、既存の加入者にもライト方式を選択する機会を公平平等に認め、ライト方式を選んだ既存の加入者には、施設設置負担金を返却すべき（全国金融業協同組合連合会、全国質屋組合連合会、情報通信サービス協同組合等）

不公平感解消のため、加入電話・ライトの利用者で、利用期間の基本料合計額が72,000円に満たないものは、不足額を支払うこととすべき（個人）

携帯電話の長期使用に係る特典の様に、加入電話の長期利用者の権利を考慮してほしい（個人）

長期使用すれば、不公平は生じないが短期間使用した後、休止して権利として持っている人のことをどう考えるのか（個人）

断するのであれば、電気通信事業者による選択的なサービスの提供が否定されることとなると考えられる。よって、加入電話サービスにおいて、新規加入者のみに選択の機会が与えられることをもって、今回のサービスの導入を否定することは適当でない。

加入電話・ライトの導入後、既存の電話加入者が加入電話・ライトに移行したとしても施設設置負担金が返還されない理由は次のとおりであり、このことが一概に不当なものとは言い難いと考えられる。

新規契約時に、契約者の専用部分である加入者線路設備等の建設費用の一部を負担するものであり、その資金は建設費用に既に充当されていること

施設設置負担金の返還を行わない前提で基本料の水準を設定していること

<p>意見 4 - 1 0 既存の加入者の基本料金等を減額すべき</p>	<p>考え方 4 - 1 0</p>
<p>加入電話・ライトの導入された場合、公平性の観点から既存の加入者及び休止復活による加入者に対する基本料金及び通話料金を減額すべきである（全日本電話取引業協会）。</p> <p>既存の加入者に対して、料金を優遇する等何らかの誠意を見せてほしい（個人）。</p> <p>加入電話・ライトを導入するよりも、基本料金を下げる方が実情にあっている（日高商事等）。</p> <p>休止電話の所有者の通話料金を利用期間に応じて安くすべき（個人）。</p> <p>加入電話の基本料から 6 4 0 円差し引いたサービスを提供すべき（個人）。</p> <p>N T T 東西の収益を先行させず、加入者の利益を第一として、基本料金及び通話料金の減額を実施すべき（個人）。</p>	<p>加入電話・ライト実施後の申込者と既存の加入者との差異は、「不当な差別的取扱い」に該当するとは言えないため、施設設置負担金支払者及び休止復活による加入者について現在の基本料金及び通話料金の減額を N T T 東西に強いることは適当でないと考えられる。</p> <p>また、既存の加入者の基本料の水準は、施設設置負担金によって加入者回線設備の建設費用の一部の負担が行われることと前提に設定されており、基本料の減額を N T T 東西に強いることは、適当ではないと考えられる。</p>
<p><b>意見 5 税法上の取扱いに関する意見</b></p> <p>意見 5 - 1 加入電話・ライトは施設設置負担金の税法上の取扱いに反する</p>	<p>考え方 5 - 1</p>
<p>施設設置負担金は税法上、無形固定資産として取扱われる非減価償却資産であり、個人の相続税の対象及び質権設定も可能な資産であるが、加入電話・ライトを導入することで、大幅に資産価値が下落し、税法上の問題が生じるおそれがあるが、その問題処理はどのようなか（全日本電話取引業協会等）。</p> <p>施設設置負担金は、法人には減価償却のできない無形固定資産であり、個人には相続財産であるとして制度化してきたにもかかわらず、加入電話・ライトの導入により、値下げに見せかけたり、分割払いに見せかけて電話加入権を形骸化することは、国民の財産に損害を与える詐欺的商法である（日本テレシス）。</p>	<p>法人税法上、電話加入権は、無形固定資産であり、非減価償却資産である。これは、「その権利が時の経過により減価するような性質のものでない上、譲渡が自由で、しかも需給関係によって価格が上下する広汎な市場が形成されているため、投下資本を譲渡によっていつでも容易に回収できることがその理由になっているものと考えられる」(国税庁法人税課長監修「コンメンタール法人税基本通達」)ことによるものであり、電話加入権の価値が減少しないことを保証しているものではないと考えられる。</p> <p>また、電話加入権への質権の設定については、昭和 3 3 年に施行された電話加入権質に関する臨時特例法をその根拠としている。同法は、電話加入権を担保として融資を受けたいとする社会的な要望を受けて制定されたものであるが、その目的は電話加入権の担保制度の円滑な運用にあり、電話加入権の価値が減少しないことま</p>

電話加入権を売却して損が発生した場合、税金から差し引くのか。全会社が損金として計上した場合、税金がどれだけ減少するか試算すべきでは。個人の持つ電話加入権を売却して損が発生した場合、税金から控除するのか（個人）。

施設設置負担金が非減価償却資産と定められる根拠は、いつでも施設設置負担金相当額で売却できることにより、電話加入権の譲渡売買を認めることで、電話の解約時にNTT東西が施設設置負担金を返還する義務をかわしたことに起因する。施設設置負担金を支払わない加入電話・ライトの導入は、施設設置負担金を無形固定資産とする税制度を根底から覆すものである（日本テレシス）。

でを保証しているものでない。

これらを踏まえると、電話加入権はその財産的価値に着目して、一定の市場が成立しているが、マーケットである以上は価格変動リスクは伴うものであり、72,000円の価値を保証しているということではないと考えられる。

なお、携帯電話の新規加入料の廃止（平成8年12月）に関し、携帯電話の資産が目減りしたとしてNTTドコモに対して損害賠償を求めた裁判において、税法上新規加入料が減価償却が認められていないことをその根拠の一つとする原告の主張に対して、判決では、税法上の規定から直ちにその財産の私法上の性質を論じ得るものでなく、携帯電話の利用権が一定の財産的価値を有する資産と社会的に認められていたというにすぎず、そのことをもって電気通信事業者が携帯電話の新規加入料を値下げしたり、廃止することが許されないとまでいうことは無理である旨の判断が示されている（平成10年4月20日名古屋高等裁判所金沢支部。平成10年10月27日最高裁判所は、上告理由の実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって民事訴訟法に定める上告理由に該当しないとして上告を棄却）。

電話加入権の譲渡において、売却損が発生した場合には、法人税法上、損金に算入されると考えられるが、具体的な取扱いについては、国税当局の判断による。

施設設置負担金は、加入者回線設備の建設費用の一部に充てられるものであり、返還義務はないものと考えられる。

なお、税制度において施設設置負担金を無形固定資産として整理している理由は、「その権利が時の経過により減価するような性質のものでない上、譲渡が自由で、しかも需給関係によって価格が上下する広汎な市場が形成されているため、投下資本を譲渡によっていつでも容易に回収できることがその理由になっているもの

	<p>と考えられる」(国税庁法人税課長監修「コンメンタール法人税基本通達」)ことによるものであり、加入電話・ライトの導入により施設設置負担金を無形固定資産とする税制度を根底から覆すとする意見には理由がない。</p>
<p>意見5-2 加入権の税法上の扱いを説明すべき</p>	<p>考え方5-2</p>
<p>加入電話・ライトを導入するのなら、税法上のことも含めて、国民に説明すべき(個人)。</p>	<p>税制度において施設設置負担金を無形固定資産であり、非減価償却資産として整理する理由は、「その権利が時の経過により減価するような性質のものでない上、譲渡が自由で、しかも需給関係によって価格が上下する広汎な市場が形成されているため、投下資本を譲渡によっていつでも容易に回収できることがその理由になっているものと考えられる」(国税庁法人税課長監修「コンメンタール法人税基本通達」)ことによるものであり、電話加入権の価値が減少しないことを保証しているものではないと考えられる。</p> <p>なお、INSネット64・ライトの導入時においても、この取扱いは変更されていないものであり、今回、加入電話・ライトについてどのように取扱われるかについては、国税当局の判断による。</p>
<p><b>意見6 電話加入権質制度に関する意見</b></p> <p>意見6 電話加入権質制度を形骸化すべきでなく、電話加入権質の質権者等を保護すべき</p>	<p>考え方6</p>
<p>電話加入権質なる資産制度を根底から崩し、形骸化させるべきではない。電話加入権に質権を設定済みの加入者及び質権者の保護、救済制度の確立を図るべきである(全国金融業協同組合連合会、全国質屋組合連合会、情報通信サービス協同組合)。</p>	<p>電話加入権質に関する臨時特例法は、電話加入権を担保として融資を受けたいとする要望があったという法律制定時当初の事情を踏まえて制定されたものであって、その目的は電話加入権の担保制度の円滑な運用にあり、電話加入権の価値が減少しないことまでを保証するものではない。</p>

<p><b>意見7 INSネット64・ライトに関する意見</b>  <b>意見7-1 INSネット64・ライト導入時に問題が生じた</b></p>	<p>考え方7-1</p>
<p>INSネット64・ライトの場合、導入後も加入者は劇的に増加せず、かえって料金支払いの遅延や滞納が生じた(個人)。</p>	<p>INSネット64・ライト導入により料金支払いの遅延や滞納等が生じたとしても、そのことのみをもって、今回の選択的なサービスの提供自体が否定されるものではない。</p> <p>なお、INSネット64・ライトの利用状況については、NTT東西によれば、平成12年度に新たに設置されたINSネット64(加入電話からの切替えを除く。)のうちの約90%がライト方式であったとのことであり、利用者のニーズがあったと見ることができる。</p>
<p><b>意見7-2 INSネット64・ライトは廃止すべき</b></p>	<p>考え方7-2</p>
<p>INSネット64・ライトは廃止して、既存の加入者は再契約として預り金を納める代わりに、利用期間に応じて基本料金の割引を実施すべき(個人)。</p>	<p>INSネット64・ライトは、利用者の初期負担の軽減に資することをその導入趣旨の一つとしており、これを廃止して預り金を納める方式とすることが適当とは考えられない。</p> <p>なお、INSネット64の既存の加入者の基本料金の水準は、施設設置負担金によって加入者回線設備の建設費用の一部の負担が行われることと前提に設定されており、INSネット64の基本料金の割引をNTT東西に強いることは、適当ではないと考えられる。</p>